

鎌倉市中小企業信用保証料補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等が神奈川県信用保証協会による債務保証を利用して金融機関から融資を受ける際に負担する保証料（以下「保証料」という。）の一部を補助することにより、市内の中小企業の健全な発展及び振興を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、神奈川県信用保証協会を利用して金融機関から次に掲げる融資を受けた中小企業者等（第2号に掲げる融資にあつては、市内に主たる事業所を有する者（個人にあつては、市内に主たる事業所を有する者又は市内に1年以上住所を有している者）に限る。）とする。

(1) 鎌倉市中小企業融資制度による融資

(2) 神奈川県中小企業融資制度による融資（小規模クイック融資及び小口零細企業保証資金に限る。）

2 前項に規定する融資を受け、その全額を返済した中小企業者等は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、中小企業者等が神奈川県信用保証協会に納入する保証料の額に相当する額とし、当該神奈川県信用保証協会による債務保証1件につき10万円（前条第1項第2号に掲げる融資にあつては、当該保証料の額の1/2に相当する額とし、5万円）を限度とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条に規定する融資を受けた日から6月以内に、鎌倉市中小企業信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、神奈川県信用保証協会に確認の上、鎌倉市中小企業信用保証料補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、交付を決定した者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について返還させることができる。

- (1) 繰上償還により保証料の額に変更が生じたとき。
- (2) 不正の方法により、補助金の交付を受けたとき。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（以下「施行日」という。）から施行する。（令和2年3月3日 決裁）

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日の前日までに、廃止前の鎌倉市中小企業信用保証料補助要綱（昭和46年10月告示第54号）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。

(新型コロナウイルスに係る補助金の額の特例)

- 3 令和2年経済産業省告示第36号で指定された、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の規定に基づき認定を受けた中小企業等に対する補助金の額については、第3条第1項中「10万円」とあるのは「20万円」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日（以下「施行日」という。）から施行する。（令和6年7月16日 決裁）

(経過措置)

- 2 施行日前に、改正前の鎌倉市中小企業信用保証料補助要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれ改正後の鎌倉市中小企業信用保証料補助要綱の相当規定によりなされた申請、手続その他の行為とみなす。